

大田区基本構想審議会傍聴要領（案）

平成 19 年 9 月 25 日

1 目的

この要領は、大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴券の交付等

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議ごとに審議会傍聴券（以下「傍聴券」という。別記様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。
- (2) 傍聴券は、審議会当日の先着順に一人につき一枚交付する。
- (3) 傍聴券の交付を受けたものは、受付簿に住所および氏名を記入しなければならない。
- (4) 審議会において傍聴を認めない決定をしたときは、傍聴券を交付しないものとする。
- (5) 傍聴券の交付を受けたものは、会議室に入場の際、係員に提示し、指定された傍聴席につくこととする。
- (6) 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還することとする。

3 傍聴人の定数

傍聴人の定員は、原則として 20 人以内とする。ただし、会議室等、やむを得ない事情のある場合は、会長は、会議の開催前までに傍聴人の定員を定めることができる。

4 遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 会長の許可なく発言しないこと
- 二 審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- 三 飲食、喫煙、談笑をしないこと
- 四 ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯しないこと
- 五 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は、携帯しないこと
- 六 その他議事の妨害となるような行為をしないこと

5 禁止事項

傍聴人は、審議会において撮影、録音等を行ってはならない。

6 違反に対する措置

- (1) 会長は、前条の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人がこの要領の規定に違反し、会長から退場を命じられたときは、速やかに退場するものとする。
- (3) 会長は、明らかに議事を妨害する恐れがあると認められる者については、入場を制限することができる。

7 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮り、定めるものとする。

NO. _____

大田区基本構想審議会 傍聴券

傍聴人注意事項

傍聴人は、大田区基本構想審議会傍聴要領を守り、係員の指示に従ってください。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 会長の許可なく発言しないこと
- 二 審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- 三 飲食、喫煙、談笑をしないこと
- 四 ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯しないこと
- 五 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は、携帯しないこと
- 六 その他議事の妨害となるような行為をしないこと

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、審議会において撮影、録音等を行ってはならない。

注) 傍聴券は、傍聴終了時に回収いたします。